



ガンバ大阪 サッカースクール 規約

第1条 【名称・所在地】

名称を「ガンバ大阪サッカースクール」といい、本部を大阪府吹田市千里万博公園3-3 万博記念公園 スポーツ広場内 株式会社ガンバ大阪内におく。

第2条 【目的】

当サッカースクールはガンバ大阪のトップチームのアカデミー組織とし、長期的展望に基づき一貫した指導体制で、サッカーを通じ青少年の精神ならびに身体の健全な育成を計り、スクール生相互の協調とコミュニケーションを深め、一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育てながら、地域への貢献ひいては、日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。

第3条 【入会資格】

本人および保護者が、当スクールの趣旨に賛同される6才から18才までの男子と、6才から12才までの女子で、コース別の別途運営要領による。

第4条 【指導日時】

当スクールが、あらかじめ決めた曜日・時間に指導する。ただし、夏休み冬休み春休み期間中に、合宿・試合など集中活動を行うことがある。休止期間などについては、別途運営要領による。

第5条 【指導】

当スクールが定めた指導方法により、スクール生の個性に適したサッカーの指導をする。

第6条 【入会手続き】

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入・保護者の同意・署名捺印の上、当スクールに提出する。

第7条 【指定着の着用】

別途、運営要領による。

第8条 【入会金および年会費・月会費】

入会金および年会費・月会費は、別途運営要領による。尚、当スクールは原則として、いったん支払われた入会金および年会費・月会費は返金しないものとする。

第9条 【指導場所】

当スクールの指導場所は、別途運営要領による。

第10条 【スクール生の自己負担費用】

- (1) 練習および試合場所までの、交通費・食費・宿泊費など
- (2) ボール・すね当て・運動靴・スパイクなど 練習に必要な個人用具

第11条 【更新】

同コース内での新学年への更新は、原則として自動更新とする。ただし、ジュニアからジュニアユース・ジュニアユースからユースの時点においての更新は、ガンバ大阪で判断するものとする。

第12条 【休会】

ケガもしくは、やむを得ない事由により、月初から月末まで1ヶ月以上休む場合は、スクール生は前月末日までに、医師の診断書などを添えて、所定の休会届を提出しなければならない。尚、休会期間は月単位とし、休会費は所定月会費の半額とする。

第13条 【退会】

退会する場合、スクール生は前月末日までに事務局に申し出て、所定の退会届を提出しなければならない。

第14条 【スクール生のモラル】

- スクール生は、次のことを守らねばならない。
- (a) 当スクール内の秩序、コーチの指示
 - (b) 明朗快活なスポーツマン・スポーツウーマンとしての誇りと毅然とした態度

第15条 【除名】

当スクールは、本規約に違反したりスクール生としてふさわしくないと判断した者を、退会させることができる。

第16条 【保険および事故責任】

スクール生は、入会時および更新時にスポーツ傷害保険に加入する。当スクールにおける事故については、当該スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補償する。

第17条 【免責】

当スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難について、当スクールは一切責任を負わない。

第18条 【発効】

この規約は、平成13年4月1日より発効する。